

平成29年度における短期借入金の借換えについて

1 法的根拠と手続き

地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第41条第1項・第2項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第41条第2項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第41条第4項）

2 短期借入金の借換え金額

借換え見込額（短期借入残高見込額） 38億円

借換えの時期 平成30年3月30日